

野洲市路線バス通学定期券購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子育て世帯の市民の経済的負担の軽減及び市民に必要不可欠な市内路線バスの利用促進を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第134条に規定する各種学校（次条第3号においてこれらを「学校等」という。）に通う者の路線バス通学定期運賃に対し、予算の範囲内において野洲市路線バス通学定期券購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、野洲市補助金等交付規則（平成16年野洲市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 市内を発着する路線バスを運行する事業者をいう。
- (2) 通学定期券 バス事業者が通学用として販売する定期券をいう。
- (3) 個人対象者 学校等に通うため、通学定期券を購入する者をいう。
- (4) 対象路線 市内を発着する路線バスのうち、地方公共団体が運営するコミュニティバス及びスクールバスを除く路線をいう。
- (5) 個人向け補助 通学定期券を購入する者又はその保護者に対し、当該通学定期券の購入代金に応じて補助することをいう。
- (6) 事業者向け補助 バス事業者が個人向け補助の対象となる者に対し、通学定期券を販売した実績に応じて補助することをいう。
- (7) 割引販売 バス事業者が個人対象者に販売する通学定期券を通常の定期運賃の2分の1に相当する額で販売することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（第14条において「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 個人向け補助 次に掲げる要件のいずれにも該当する者
 - ア 本市に住所を有し、現に居住していること。
 - イ 対象路線の通学定期券を購入する者又はその保護者であること。
 - ウ 同一の通学定期券の購入について、他の補助制度による補助を受けていないこと。
 - エ 同一の通学定期券の購入について、この告示による補助を重複して受けていないこと。
- (2) 事業者向け補助 次に掲げる要件のいずれにも該当する者
 - ア 対象路線を運行するバス事業者であること。
 - イ 通学定期券を購入する者又はその保護者に対し、割引販売を実施すること。

ウ 同一の通学定期券の販売について、他の補助制度による補助を受けていないこと。
(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、通学定期券を購入した費用又は販売した売上のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 個人向け補助 個人対象者が対象路線に係る通学定期券を購入するために支払った額
- (2) 事業者向け補助 個人対象者の通学定期券における通常に通学定期券の販売と割引販売との売上の差額相当額

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、個人向け補助にあつては前条第1号に規定する費用に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、事業者向け補助にあつては同条第2号に規定する差額相当額とする。

2 前項の規定により算出した額は、次の各号に掲げる通学定期券の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 1箇月定期 1枚につき10,000円
- (2) 3箇月以内の定期 1枚につき30,000円
- (3) 6箇月以内の定期 1枚につき50,000円

(個人向け補助の交付申請兼請求)

第6条 個人向け補助の補助金の交付を受けようとする者は、野洲市路線バス通学定期券購入補助金(個人向け)交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の振込先となる口座が確認できる書類(通帳の写し等)
- (2) 学生証(学生証、生徒手帳等の学校等が発行した身分証をいう。以下この号及び様式第1号において同じ。)の写し。ただし、学生証が発行されていない場合は、この限りでない。
- (3) 通学定期券の購入日、区間、種別、期間及び金額が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請の状況により、第8条に規定する補助金の交付の決定及び額の確定の累計額が、当該年度の補助金の予算額を上回ることが見込まれる場合は、その時点で申請の受付を停止することができる。

(事業者向け補助の交付申請)

第7条 事業者向け補助の補助金の交付を受けようとするバス事業者は、野洲市路線バス通学定期券購入補助金(事業者向け)(変更)交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(様式第3号)
- (2) 販売見込み又は販売実績に係る資料

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請の状況により、第9条に規定する補助金の交付の決定の累計額が当該年度の補助金の予算額を上回ることが見込まれる場合は、その時点で申請の受付を停止することができる。

(個人向け補助の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請に基づく規則第6条の規定による補助金の交付の決定及び規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、野洲市路線バス通学定期券購入補助金（個人向け）交付決定通知兼額の確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(事業者向け補助の交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請に基づく規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、野洲市路線バス通学定期券購入補助金（事業者向け）（変更）交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(変更申請)

第10条 規則第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による変更の手続きができる者は、事業者向け補助の補助金の交付を受けたバス事業者のみとする。

(事業者向け補助の実績報告)

第11条 第9条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けたバス事業者は、市長が別に定める期日までに、野洲市路線バス通学定期券購入補助金（事業者向け）実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 販売実績一覧（様式第7号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(事業者向け補助の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告に基づく規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、野洲市路線バス通学定期券購入補助金（事業者向け）確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(事業者向け補助の請求)

第13条 前条の補助金の額の確定の通知を受けたときは、野洲市路線バス通学定期券購入補助金（事業者向け）交付請求書（様式第9号）により、市長に請求するものとする。その際、補助金の振込先の口座が確認できる書類を添えなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助対象者は、市長が定める期限内に当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。